

大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例案

大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)  第4条の2 法第78条の2の2第1項第1号 の条例で定める基準及び条例で定める員数 並びに同項第2号の指定地域密着型サービ スの事業の設備及び運営に関する基準は、 次条、第4条の4及び第9条に定めるもの のほか、指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準（平成18 年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密 着型サービス基準」という。）第1条から第 3条まで及び第37条の2並びに指定地域密 着型サービス基準第37条の3において準用 する指定地域密着型サービス基準第3条の 7から第3条の11まで、第3条の13から第 3条の16まで、第3条の18、第3条の20、 第3条の26、第3条の30の2、第3条の32 から第3条の36まで、第3条の38の2、第 3条の39、第12条、第19条、第21条、第22 条第4項、第23条から第27条まで、第28条 第1項、第29条から第35条まで及び第36条	(共生型地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準)  第4条の2 法第78条の2の2第1項第1号 の条例で定める基準及び条例で定める員数 並びに同項第2号の指定地域密着型サービ スの事業の設備及び運営に関する基準は、 次条、第4条の4及び第9条に定めるもの のほか、指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準（平成18 年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密 着型サービス基準」という。）第1条から第 3条まで及び第37条の2並びに指定地域密 着型サービス基準第37条の3において準用 する指定地域密着型サービス基準第3条の 7から第3条の11まで、第3条の13から第 3条の16まで、第3条の18、第3条の20、 第3条の26、第3条の30の2、第3条の32 から第3条の36まで、第3条の38の2、第 3条の39、第12条、第19条、第21条、第22 条第4項、第23条から第27条まで、第28条 第1項、第29条から第35条まで及び第36条

<p>第1項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号。以下「令和6年改正省令」という。）  <u>附則第2条</u>（指定地域密着型サービス基準に係る部分に限る。以下同じ。）に定めるところによる。</p>	<p>第1項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。）  <u>附則第2条から第5条まで</u>（これらの規定のうち指定地域密着型サービス基準に係る部分に限る。以下同じ。）に定めるところによる。</p>
<p>（共生型地域密着型サービスに係る管理者の責務）</p>	<p>（共生型地域密着型サービスに係る管理者の責務）</p>
<p>第4条の3 共生型地域密着型サービスの事業を行う者（以下「共生型地域密着型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、指定地域密着型サービス基準第37条の3において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38の2、第3条の39、第12条、第19条、第21条、第22条第4項、第23条から第27条まで、第29条から第35条まで及び第36条第1項並びに令和6年改正省令附則第2条に係る部分並びに次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>第4条の3 共生型地域密着型サービスの事業を行う者（以下「共生型地域密着型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、指定地域密着型サービス基準第37条の3において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38の2、第3条の39、第12条、第19条、第21条、第22条第4項、第23条から第27条まで、第29条から第35条まで及び第36条第1項並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条までに係る部分並びに次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>
<p>（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）</p>	<p>（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）</p>
<p>第5条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2</p>	<p>第5条 [同左]</p>

項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第9条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービス基準第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第3条の2に規定する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）指定地域密着型サービス基準第3条の2から第3条の27まで、第3条の28第1項及び第3項、第3条の29から第3条の39まで、第3条の40第1項、第3条の41並びに第3条の42並びに令和6年改正省令附則第2条
- (2) 指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービス基準第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。）  
指定地域密着型サービス基準第4条から第12条まで、第13条第1項及び第3項、第14条から第16条まで並びに第17条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の20まで、第3条の25、第3条の26、第3条の30の2から第3条の36まで及び第3条の38から第3条の39まで並びに令和6年改正省令附則第2条
- (3) 指定地域密着型通所介護（指定地域密

- (1) 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第3条の2に規定する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）  
指定地域密着型サービス基準第3条の2から第3条の27まで、第3条の28第1項及び第3項、第3条の29から第3条の39まで、第3条の40第1項、第3条の41及び第3条の42並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条まで
- (2) 指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービス基準第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。）  
指定地域密着型サービス基準第4条から第12条まで、第13条第1項及び第3項、第14条から第16条まで及び第17条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の20まで、第3条の25、第3条の26、第3条の30の2から第3条の36まで及び第3条の38から第3条の39まで並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条まで
- (3) 指定地域密着型通所介護（指定地域密

着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)  
(指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を除く。) 指定地域密着型サービス基準第19条から第27条まで、第28条第1項、第29条から第35条まで及び第36条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第37条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38の2、第3条の39及び第12条並びに令和6年改正省令附則第2条

(4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第38条から第40条の10まで、第40条の11第1項から第4項まで、第40条の12から第40条の14まで及び第40条の15第1項並びに指定地域密着型サービス基準第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の8から第3条の11まで、第3条の14から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38の2、第3条の39、第24条（第3項第2号を除く。）、第25条及び第30条から第35条まで並びに令和6年改正省令附則第2条

着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)  
(指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を除く。) 指定地域密着型サービス基準第19条から第27条まで、第28条第1項、第29条から第35条まで及び第36条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38の2、第3条の39及び第12条並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

(4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第38条から第40条の10まで、第40条の11第1項から第4項まで、第40条の12から第40条の14まで及び第40条の15第1項並びに指定地域密着型サービス基準第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の8から第3条の11まで、第3条の14から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38の2、第3条の39、第24条（第3項第2号を除く。）、第25条及び第30条から第35条まで並びに令和3年改正省令附則第2条から

(5) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第41条から第47条まで、第50条から第52条まで、第54条及び第60条第1項並びに附則第2条並びに指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38の2、第3条の39、第12条、第23条、第24条、第28条第1項及び第30条から第35条まで並びに令和6年改正省令附則第2条

(6) 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第62条から第84条まで、第86条、第86条の2及び第87条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第28条第1項、第30条、第33条及び第34条並びに令和6年改正省令附則第2条並びに第3条及び

## 第5条まで

(5) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第41条から第47条まで、第50条から第52条まで、第54条及び第60条第1項並びに附則第2条並びに指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38の2、第3条の39、第12条、第23条、第24条、第28条第1項及び第30条から第35条まで並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

(6) 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第62条から第84条まで、第86条及び第87条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第28条第1項、第30条、第33条及び第34条並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

第4条（これらの規定のうち指定地域密着型サービス基準に係る部分に限る。以下同じ。）

(7) 指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第89条から第106条まで及び第107条第1項並びに附則第8条並びに指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の34まで、第3条の36、第3条の38から第3条の39まで、第28条第1項、第33条、第34条第1項から第4項まで、第80条、第82条の2、第84条及び第86条の2並びに令和6年改正省令附則第2条及び第4条

(8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）

指定地域密着型サービス基準第109条から第114条まで、第116条から第127条まで及び第128条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から

(7) 指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第89条から第106条まで及び第107条第1項並びに附則第8条並びに指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の34まで、第3条の36、第3条の38から第3条の39まで、第28条第1項、第33条、第34条第1項から第4項まで、第80条、第82条の2及び第84条並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

(8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）

指定地域密着型サービス基準第109条から第114条まで、第116条から第127条まで及び第128条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から

第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第28条第1項、第32条、第33条、第34条第1項から第4項まで、第80条及び第86条の2並びに附則第17条及び第18条並びに令和6年改正省令附則第2条及び第4条

- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）

指定地域密着型サービス基準第130条、第131条、第132条（第1項第1号イを除く。）、第133条から第155条まで及び第156条第1項並びに附則第14条から第16条まで並びに指定地域密着型サービス基準第157条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の38の2、第3条の39、第28条第1項、第32条、第34条第1項から第4項まで及び第86条の2並びに令和6年改正省令附則第2条及び第4条並びに第6条（指定地域密着型サービス基準に係る部分に限る。以下同じ。）

第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第28条第1項、第32条、第33条、第34条第1項から第4項まで及び第80条並びに附則第17条及び第18条並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）

指定地域密着型サービス基準第130条、第131条、第132条（第1項第1号イを除く。）、第133条から第155条まで及び第156条第1項並びに附則第14条から第16条まで並びに指定地域密着型サービス基準第157条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の38の2、第3条の39、第28条第1項、第32条及び第34条第1項から第4項まで並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条及び第5条並びに第8条から第11条まで（これらの規定のうち指定地域密着型サービス基準に係る部分に限る。以下同

- (10) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。）  
指定地域密着型サービス基準第131条及び第158条から第168条まで並びに附則第16条並びに指定地域密着型サービス基準第169条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の38の2、第3条の39、第28条第1項、第32条、第34条第1項から第4項まで、第86条の2、第133条から第135条まで、第138条、第141条、第143条から第147条まで、第151条から第155条まで及び第156条第1項並びに令和3年改正省令附則第6条第2項及び第7条（これらの規定のうち指定地域密着型サービス基準に係る部分に限る。以下同じ。）並びに令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第6条
- (11) 指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）指定地域密着型サービス基準第170条から第180条まで及び第181条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条

- じ。）
- (10) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。）  
指定地域密着型サービス基準第131条及び第158条から第168条まで並びに附則第16条並びに指定地域密着型サービス基準第169条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の38の2、第3条の39、第28条第1項、第32条、第34条第1項から第4項まで、第133条から第135条まで、第138条、第141条、第143条から第147条まで、第151条から第155条まで及び第156条第1項並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条まで並びに第6条第2項及び第7条（これらの規定のうち指定地域密着型サービス基準に係る部分に限る。以下同じ。）
- (11) 指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）指定地域密着型サービス基準第170条から第180条まで及び第181条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条

の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第28条第1項、第30条、第33条、第34条、第68条から第71条まで、第74条から第76条まで、第78条、第79条、第81条から第84条まで、第86条及び第86条の2並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで

(指定地域密着型サービスに係る管理者の責務)

第6条 指定地域密着型サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(1) 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の27まで、第3条の28第3項、第3条の29から第3条の39まで、第3条の40第1項、第3条の41第2項及び第3条の42並びに令和6年改正省令附則第2条

(2) 指定夜間対応型訪問介護 指定地域密着型サービス基準第9条から第12条まで、第13条第3項、第14条から第16条まで及び第17条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の20まで、第3条の25、第3

の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第28条第1項、第30条、第33条、第34条、第68条から第71条まで、第74条から第76条まで、第78条、第79条、第81条から第84条まで及び第86条並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

(指定地域密着型サービスに係る管理者の責務)

第6条 [同左]

(1) 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の27まで、第3条の28第3項、第3条の29から第3条の39まで、第3条の40第1項、第3条の41第2項及び第3条の42並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条まで

(2) 指定夜間対応型訪問介護 指定地域密着型サービス基準第9条から第12条まで、第13条第3項、第14条から第16条まで及び第17条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の20まで、第3条の25、第3

条の26、第3条の30の2から第3条の36まで及び第3条の38から第3条の39まで並びに令和6年改正省令附則第2条

(3) 指定地域密着型通所介護 指定地域密着型サービス基準第23条から第27条まで、第29条から第35条まで、第36条第1項及び第37条並びに令和6年改正省令附則第2条

(4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第40条の5から第40条の10まで、第40条の12から第40条の14まで、第40条の15第1項及び第40条の16並びに令和6年改正省令附則第2条

(5) 指定認知症対応型通所介護 指定地域密着型サービス基準第50条から第52条まで、第54条及び第60条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38の2、第3条の39、第12条、第23条、第24条及び第30条から第35条まで並びに令和6年改正省令附則第2条

(6) 指定小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第68条から第84条まで、第86条、第86条の2及び第87条第

条の26、第3条の30の2から第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで並びに令和3年改正省令附則第2条から第4条まで

(3) 指定地域密着型通所介護 指定地域密着型サービス基準第23条から第27条まで、第29条から第35条まで、第36条第1項及び第37条並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

(4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第40条の5から第40条の10まで、第40条の12から第40条の14まで、第40条の15第1項及び第40条の16並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

(5) 指定認知症対応型通所介護 指定地域密着型サービス基準第50条から第52条まで、第54条及び第60条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38の2、第3条の39、第12条、第23条、第24条及び第30条から第35条まで並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

(6) 指定小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第68条から第84条まで、第86条及び第87条第1項並びに指

1項並びに指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第30条、第33条及び第34条並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで

(7) 指定認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型サービス基準第94条から第106条まで及び第107条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の34まで、第3条の36、第3条の38から第3条の39まで、第33条、第34条第1項から第4項まで、第80条、第82条の2、第84条及び第86条の2並びに令和6年改正省令附則第2条及び第4条

(8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービス基準第113条、第114条、第116条から第127条まで及び第128条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の

定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第30条、第33条及び第34条並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

(7) 指定認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型サービス基準第94条から第106条まで及び第107条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の34まで、第3条の36、第3条の38から第3条の39まで、第33条、第34条第1項から第4項まで、第80条、第82条の2及び第84条並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

(8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービス基準第113条、第114条、第116条から第127条まで及び第128条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の

39まで、第32条、第33条、第34条第1項から第4項まで、第80条及び第86条の2並びに令和6年改正省令附則第2条及び第4条

- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものを除く。）

指定地域密着型サービス基準第133条から第155条まで及び第156条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第157条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の38の2、第3条の39、第32条、第34条第1項から第4項まで及び第86条の2並びに令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第6条

- (10) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。）

指定地域密着型サービス基準第161条から第168条まで並びに指定地域密着型サービス基準第169条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の38の2、第3条の39、第32条、第34条第1項から第4項まで、

39まで、第32条、第33条、第34条第1項から第4項まで及び第80条並びに令和3年改正省令附則第2条から第5条まで

- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものを除く。）

指定地域密着型サービス基準第133条から第155条まで及び第156条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第157条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の38の2、第3条の39、第32条及び第34条第1項から第4項まで並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条及び第8条から第11条まで

- (10) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。）

指定地域密着型サービス基準第161条から第168条まで並びに指定地域密着型サービス基準第169条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の38の2、第3条の39、第32条、第34条第1項から第4項まで、

第86条の2、第133条から第135条まで、  
第138条、第141条、第143条から第147条  
まで、第151条から第155条まで及び第156  
条第1項並びに令和3年改正省令附則第  
6条第2項及び第7条並びに令和6年改  
正省令附則第2条、第4条及び第6条

(11) 指定看護小規模多機能型居宅介護 指  
定地域密着型サービス基準第176条から  
第180条まで及び第181条第1項並びに指  
定地域密着型サービス基準第182条にお  
いて準用する指定地域密着型サービス基  
準第3条の7から第3条の11まで、第3  
条の18、第3条の20、第3条の26、第3  
条の30の2、第3条の32から第3条の36  
まで、第3条の38から第3条の39まで、  
第30条、第33条、第34条、第68条から第  
71条まで、第74条から第76条まで、第78  
条、第79条、第81条から第84条まで、第  
86条及び第86条の2並びに令和6年改  
正省令附則第2条から第4条まで

(電磁的記録等)

第9条 指定地域密着型サービス事業者及び  
指定地域密着型サービスの提供に当たる者  
は、作成、保存その他これらに類するもの  
のうち、この条例の規定による基準におい  
て書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正  
本、副本、複本その他文字、図形等人の知  
覚によって認識することができる情報が記  
載された紙その他の有体物をいう。以下こ  
の条において同じ。）で行うことが規定され  
ている又は想定されるもの（次の各号に掲

第133条から第135条まで、第138条、第141  
条、第143条から第147条まで、第151条か  
ら第155条まで及び第156条第1項並びに  
令和3年改正省令附則第2条、第3条、  
第5条、第6条第2項及び第7条から第  
11条まで

(11) 指定看護小規模多機能型居宅介護 指  
定地域密着型サービス基準第176条から  
第180条まで及び第181条第1項並びに指  
定地域密着型サービス基準第182条にお  
いて準用する指定地域密着型サービス基  
準第3条の7から第3条の11まで、第3  
条の18、第3条の20、第3条の26、第3  
条の30の2、第3条の32から第3条の36  
まで、第3条の38から第3条の39まで、  
第30条、第33条、第34条、第68条から第  
71条まで、第74条から第76条まで、第78  
条、第79条、第81条から第84条まで及  
び第86条並びに令和3年改正省令附則第2  
条から第5条まで

(電磁的記録等)

第9条 指定地域密着型サービス事業者及び  
指定地域密着型サービスの提供に当たる者  
は、作成、保存その他これらに類するもの  
のうち、この条例の規定による基準におい  
て書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正  
本、副本、複本その他文字、図形等人の知  
覚によって認識することができる情報が記  
載された紙その他の有体物をいう。以下こ  
の条において同じ。）で行うことが規定され  
ている又は想定されるもの（次の各号に掲

<p>げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（指定地域密着型サービス基準第3条の7第2項第2号に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。</p> <p>[(1)～(12) 略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（指定地域密着型サービス基準第183条第1項に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。</p> <p>[(1)～(12) 同左]</p> <p>[2 同左]</p>
---	--

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月1日提出

大阪市長 横山英幸

#### 説 明

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。